

吉浜小学校PTA規約

吉浜小学校PTA規約・細則

湯河原町立吉浜小学校PTA

[吉浜小学校PTA規約]

第1章 総則

第1条 (名称) この会は、湯河原町立吉浜小学校PTA (保護者と教職員の会) といひ、事務局を吉浜小学校内に置く。

第2条 (目的) この会は、保護者と教職員が協力して家庭・地域・学校における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 (方針及び活動) この会は、前条の目的を達成するために民主的団体として次の方針をもって活動する。

- 1 学校の教育内容の理解に努め、教育活動に対して支援・協力をしていく。
- 2 会員のため、成人教育を盛んにし家庭教育の理解と充実を図る。
- 3 学校・家庭・地域社会との連携を深め、教育環境の充実に努める。
- 4 児童・青少年の健全な育成を図るため他の関係団体や機関と協力していく。
- 5 政治 (選挙) 活動、宗教活動、営利活動は行わない。
- 6 学校の人事及び管理には干渉しない。

第2章 会員及び会費

第4条 (会員) この会の会員資格は次のとおりであり、会員は全て平等の権利と義務を持つ。

- 1 吉浜小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者
- 2 吉浜小学校に勤務する教職員

第5条 (会費) 会員は会費を納めるものとし、会費は1家庭あたり月額400円とする。

第3章 会計

第6条 (経費) この会の会計は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第7条 (予算) この会の会計は、総会で決議された予算に基づいて行われる。

第8条 (決算) この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第9条 (会計年度) この会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

第10条 (構成) この会の役員は、次のとおりとする。ただし、人数については、運営委員会で協議し、決定することができる。

- 1 会長 1名 (保護者) 副会長 3名 (保護者2・教頭1)
書記 2名 (保護者1・教職員1) 会計 2名 (保護者1・教職員1)
- 2 役員会は、役員及び校長をもって構成し、運営委員会の提案等の検討並びに委任された事務の処理にあたる。また、必要に応じて役員会を開くことができる。
- 3 役員は、他の役員及び会計監査員を兼ねることはできない。

第11条 (選出) 次期役員候補者は推薦委員が推薦し、総会で選出する。

第12条 (任期) 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。欠員が生じた場合は運営委員会で協議する。

第13条 (任務) この会の役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括し、総会、運営委員会及び役員会を招集する。また、常任委員を委嘱する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
- 3 書記は、総会並びに運営委員会の議事及びこの会の活動に関する重要事項を記録する。また、各会合の通知の発送等庶務全般を行う。
- 4 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、この会の財産を管理する。また、総会において会計監査を経た決算報告をする。

第5章 会計監査

第14条 (構成) この会の経理を監査するため、2名の会計監査員をおく。

第15条 (選出) 会計監査員の候補者は役員経験者とし、総会で選出する。

第16条 (任期) 任期は1年とし再任は妨げない。

第17条 (任務) この会の経理を定期及び必要に応じて監査しその結果を総会において報告する。

第6章 選挙管理委員会

第18条 (任務) 役員及び会計監査員の選挙に関する事務を処理するため選挙管理委員会をおく。

第19条 (構成) 選挙管理委員会は各地区1名と教職員1名の選挙管理委員にて構成される。

第7章 総会

第20条 (構成) 総会は、全会員で構成され、この会の最高決議機関である。

第21条 (定期総会) 定期総会は、4月と3月に開催する。なお、総会の内容は細則に定める。

第22条 (臨時総会) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の

要求があった時に開催する。

第23条（定足数）総会は会員の5分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

第24条（議決）総会における議決は全て出席者の過半数の同意を必要とする。

第8章 運営委員会

第25条（任務）運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次の審議等を行う。

- 1 総会に提出する事項に関すること。
- 2 各委員会、その他より提案された事項に関すること。
- 3 その他、総会で委任された事務、運営に必要な事務の処理に関すること。

第26条（構成）運営委員会は、役員、常任委員会委員長・副委員長及び学校の代表をもって構成する。

第27条（臨時開催）運営委員会は、会長が必要と認めた時、またはその構成員の半数以上の要求があったとき臨時に開催できる。

第28条（定足数）運営委員会の定足数は委員の過半数とする。議決は出席者の過半数の同意を要する。

第9章 常任委員会及び特別委員会

第29条（構成）常任委員会は、学年・成人教育・厚生保健・広報・地区の各委員会で構成する。

第30条（選出）学年・成人教育・厚生保健・広報委員会の各委員は各学年から選出する。

委員長、副委員長は互選とし会長が委嘱する。

また、地区委員は各地区から選出し、地区長は互選とする。地区委員長、副委員長は地区長の互選とし、会長が委嘱する。

いずれも構成人数は前年度の運営委員会で決定する。

第31条（特別委員会）特別委員会は、臨時に必要な事業を行うために設けることができる。

委員の選出は運営委員会で行う。

第32条 前記第6章、及び31条の委員の任期は、その目的達成をもって終了する。

第10章 改正

第33条 この規約は総会において、出席会員の2分の1以上の同意を得た時に限り改正することができる。ただし改正案は全会員に総会開催の7日前までに知らせておかなければならない。

第11章 付則

第34条 この会に必要な細則は別に定める。

第35条 この会の細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の同意が得られれば改正することができる。細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第36条 この規約は平成22年4月1日より実施する。
この規約は平成23年4月1日より実施する。
この規約は平成24年4月1日より実施する。
この規約は平成30年4月1日より実施する。

〔吉浜小学校PTA規約細則〕

第1章 総会

第1条 定期総会は、次のことを決める。

- 1 4月総会 収支決算、事業計画並びに新年度予算の承認等
- 2 3月総会 事業報告、次年度の役員・会計監査員の報告等

第2条 この会の議長、副議長、記録、司会(進行)は、その都度構成員の中から選出する。

第2章 役員並びに会計監査員の選挙と任期

第3条(選挙) 役員、会計監査員の選挙は次のように行う。

- 1 推薦委員により推薦された者と一般会員から推薦された者について行う。
- 2 いずれの場合も、本人の同意を得て、総会の7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。
- 3 役員、会計監査員候補者が定員を超えないときは、信任投票を行う。
- 4 信任投票の場合は、有効投票の2分の1以上とする。ただし、総会出席者の2分の1以上の同意を得たときに限り無投票とする。
- 5 投票は次の方法によって行う。

会長・副会長・書記・会計	1名場合	単記無記名
	2名以上の場合	連記無記名
会計監査員	2名	連記無記名

ただし、教職員からの副会長(教頭)、書記、会計は、校長が決定する。

第4条(任期) 役員並びに会計監査員の再任は妨げないが、通算して3年を超えてはならない。

第5条(顧問) 役員、運営委員会の諮問に応ずるために、この会に顧問をおくことができる。運営委員会で承認し、会長が委嘱する。

第3章 常任委員会(委員会)

第6条(委員会) 各委員会の任務等はおりのとおりとする。

1 学年委員会

- ・ 学校及び担任並びに保護者と協力して、教育の充実を図る。
- ・ 担任と協力して学級・学年における活動を企画し実施する。

2 成人教育委員会

- ・会員相互の連絡と親睦が図れるよう努める。
- ・会員の教養・学習を高めるための講座等を企画する。

3 厚生保健委員会

- ・児童及び会員の厚生と保健・安全の向上に努める。
- ・学校保健、学校給食が十分な成果を上げられるようサポートする。
- ・児童が健康で安全な生活が送れるよう、学校内外の環境整備に努める。

4 広報委員会

- ・PTA広報などを発行し、会の活動の様子を知らせ、情報の伝達と意見の交換に努める。

5 地区委員会

- ・町及び関係諸団体と連携を図り、児童の登下校及び校外生活の安全を守るための活動を行う。

第4章 諸規定

第7条 文化福祉会館実践委員は、学年委員より1名選出する。

第8条 この会の運営について必要な諸規定は、役員会において制定または改廃することができる。その場合は、運営委員会に報告しなければならない。

第9条 慶弔、旅費規程等は別途定める。

第5章 付則

第10条 この細則は、平成22年4月1日より実施する。
この細則は、平成23年4月1日より実施する。
この細則は、平成24年4月1日より実施する。
この細則は、平成31年4月1日より実施する。

慶弔に関する内規

会員相互の一層の親睦を図るため、内規を次のとおり定める。

第1条 会員及び児童・生徒が次の各号に該当した場合は、それぞれ次により慶弔の意を表す。

- 1 会員および児童・生徒が死亡した場合は、役員が代表が弔問し、弔慰金（5,000円）を呈する。
- 2 会員が著しい災害を受けた場合は、（5,000円以内で）見舞金をおくる。
- 3 役員、運営委員及び教職員が、負傷または疾病により1ヵ月以上の加療休養を要する場合は、（5,000円以内の）見舞金または相当の見舞品を呈する。
- 4 本会の教職員及びそれに準ずる者が結婚する時、（5,000円以内）、出産した時は（3,000円以内の）祝い金または記念品を贈る。

第2条 本会の役員及び教職員が転任・退職する時は、対象者への餞別または記念品代金の支出限度額を次のとおりとする。

- 1 役員が退任に際しては、感謝状をおくることができる。
- 2 教職員が転任・退職する時は、原則として在任1年につき1,000円とし最高限度額を10,000円とする。

第3条 緊急かつやむを得ない事項、または本内規に定めのない項目については、原則として役員が協議し決定する。